

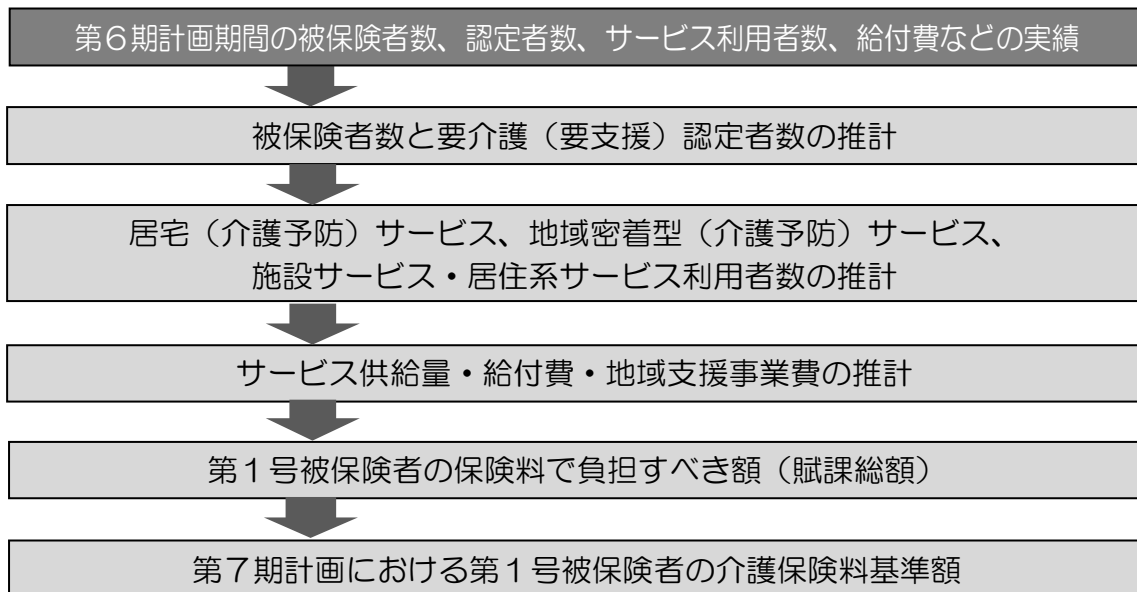
第5章 介護保険料の算出

1 事業量及び保険料推計の手順

第7期計画期間（平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)）における第1号被保険者の介護保険料については、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、以下の手順に基づき算出します。

その手順は、概ね、第6期計画期間（平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績に基づき、第7期計画期間に供給が見込まれるサービス供給量・給付費の推計を行い、次に、保険料の算定に当たっての諸係数などを勘案しながら、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

事業量・保険料推計の手順



2 サービス利用者数及び給付費の見込み

(1) サービス利用者数・給付量の推計

第7期計画期間のサービス利用者数・給付量の推計については、次の流れに基づき算定しています。

A 人口及び要介護認定者数の推計（H30～H32、H37）

年齢別人口の稼働率等の実績推移（過去5年）を踏まえて、将来人口を推計
推計人口と現状の認定状況の推移を踏まえて、要介護（支援）認定者数を推計



B 施設サービス、居住系サービス及び居住系の地域密着型サービスの給付量を推計（H30～H32、H37）

現状のサービス利用者の状況、サービス基盤整備見込み及び介護報酬改定の動向を勘案して利用者数を推計



C 在宅サービス及び居住系ではない地域密着型サービスの給付量を推計（H30～H32、H37）

Aで推計した要介護認定者数からBの利用者数を除いた対象者数から、現状のサービス利用者の状況及び介護報酬改定の動向を勘案して利用者数を推計

ア 居宅・介護予防・地域密着型・施設サービス利用者数・給付量

介護給付及び予防給付の利用者数の実績値と今後の見込みは、次のとおりです。

〔介護給付〕

(単位：人/月)

	第6期実績値			第7期推計値		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅サービス						
訪問介護	1,964	2,046	2,135	2,261	2,408	2,570
訪問入浴介護	81	83	82	92	101	107
訪問看護	1,005	1,119	1,194	1,306	1,395	1,488
訪問リハビリテーション	160	176	194	215	230	246
居宅療養管理指導	1,372	1,528	1,593	1,786	1,914	2,043
通所介護	2,376	1,896	1,983	2,108	2,241	2,394
通所リハビリテーション	670	682	687	761	811	865
短期入所生活介護	448	466	477	504	530	567
短期入所療養介護	84	84	85	87	94	100
福祉用具貸与	2,570	2,757	2,845	3,119	3,363	3,623
特定福祉用具購入費	58	60	68	67	72	76
住宅改修費	45	62	61	57	61	64
特定施設入居者生活介護	643	660	679	701	748	769
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11	30	41	87	109	132
夜間対応型訪問介護	4	5	9	9	9	9
認知症対応型通所介護	117	122	122	138	148	158
小規模多機能型居宅介護	73	110	114	134	155	195
認知症対応型共同生活介護	224	209	239	239	257	257
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	1	1	1	19	38
地域密着型通所介護		803	853	871	916	958
施設サービス						
介護老人福祉施設	876	905	911	911	911	991
介護老人保健施設	464	458	475	475	475	475
介護療養型医療施設	52	45	39	32	26	18
介護医療院				7	13	21
居宅介護支援	4,281	4,551	4,700	4,512	4,798	5,121

〔予防給付〕

(単位：人/月)

	第6期実績値			第7期推計値		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	1,279	1,265	796			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	164	215	252	273	286	300
介護予防訪問リハビリテーション	30	36	38	40	42	43
介護予防居宅療養管理指導	113	136	141	151	158	165
介護予防通所介護	1,320	1,333	913			
介護予防通所リハビリテーション	155	171	178	193	202	211
介護予防短期入所生活介護	11	11	9	11	11	11
介護予防短期入所療養介護	1	1	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	622	697	732	705	740	775
特定介護予防福祉用具購入費	26	27	24	30	31	33
介護予防住宅改修費	34	43	42	49	51	53
介護予防特定施設入居者生活介護	115	118	115	119	127	131
介護予防地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	8	10	12	13	17
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	0	1	1	0	0
介護予防居宅支援	2,549	2,615	1,308	1,010	1,042	1,071

※ 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

(ア) 居宅サービス

[1] 訪問介護

ホームヘルパーや介護福祉士が、在宅の要介護者の居宅を訪問して行う介護サービスで、身体介護（食事や排せつ、入浴、体位変換、移動・移乗介助など、利用者の身体に直接触れて行う介助）と、生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物などの日常生活の援助）の2種類があります。

居宅サービスの中心となるサービスで、利用実績（平成27年度(2015年度)及び28年度(2016年度)。以下同じ。）は、要介護1までの軽い介護度の利用者が約3分の2を占めています。

また、要支援者が利用する介護予防訪問介護は、平成29年度(2017年度)に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

訪問介護/介護予防訪問介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	要支援1	645	632	391	—	—	—	—
	要支援2	634	633	405	—	—	—	—
訪問介護	要介護1	748	778	798	853	905	970	1,195
	要介護2	475	520	522	555	576	611	726
	要介護3	304	309	339	373	406	435	555
	要介護4	222	223	241	242	260	276	346
	要介護5	215	216	215	238	261	278	344
計		3,243	3,311	2,911	2,261	2,408	2,570	3,166
伸び率	前年比	—	102.1%	87.9%	77.7%	106.5%	106.7%	123.2%
	H27比	—	102.1%	89.8%	69.7%	74.3%	79.2%	97.6%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	要支援1	—	—	—	—	—	—	—
	要支援2	—	—	—	—	—	—	—
訪問介護	要介護1	8,939	9,392	10,085	10,236	11,765	12,610	15,535
	要介護2	8,228	9,378	9,798	9,990	10,368	10,998	14,520
	要介護3	8,630	8,940	9,985	11,004	11,977	12,833	16,373
	要介護4	8,705	9,559	10,862	10,406	11,180	11,868	14,878
	要介護5	9,458	9,543	9,700	10,472	11,484	12,232	15,136
計		43,960	46,812	50,430	52,108	56,774	60,541	76,442
伸び率	前年比	—	106.5%	107.7%	103.3%	109.0%	106.6%	126.3%
	H27比	—	106.5%	114.7%	118.5%	129.1%	137.7%	173.9%

[2]訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を入浴車等で訪問し、専用浴槽を提供し、洗髪、洗身などの入浴の介護を行うサービスです。

利用実績は、1か月当たり80人台の利用となっています。市内の事業所は、平成29年(2017年)10月現在、2事業者だけです。

サービス利用者は、要介護4又は要介護5の重い介護度の人の利用が多くなっています。

入浴サービスについては、通所介護サービス等で対応できますが、在宅での重度の要援護者の増加することに伴い、本サービスの利用者は増加するものと見込まれます。

訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護
利用者数の推移と推計結果(月平均)

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問入浴介護	要支援1	0	0	0	0	0	0
	要支援2	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	要介護1	2	1	1	0	0	0
	要介護2	1	1	2	1	2	2
	要介護3	5	4	5	6	7	9
	要介護4	18	19	20	24	25	34
	要介護5	55	58	54	61	67	88
計	81	83	82	92	101	107	133
伸び率	前年比	—	102.5%	98.8%	112.2%	109.8%	124.3%
	H27比	—	102.5%	101.2%	113.6%	124.7%	164.2%

利用回数の推移と推計結果(月平均)

(回)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問入浴介護	要支援1	0	0	0	0	0	0
	要支援2	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	要介護1	9	10	4	0	0	0
	要介護2	5	3	4	3	6	6
	要介護3	18	16	29	24	28	36
	要介護4	84	83	86	106	110	150
	要介護5	341	327	301	342	375	493
計	457	439	424	475	519	551	685
伸び率	前年比	—	96.1%	96.6%	112.0%	109.3%	124.3%
	H27比	—	96.1%	92.8%	103.9%	113.6%	149.9%

[3] 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーション・病院などの看護師・保健師・理学療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

利用実績では、要介護1以上の人の利用が多くなっています。

医療機関の患者の在宅復帰を促進し、在宅復帰後の生活を継続するため、今後、訪問看護のニーズが高まることが想定されます。

訪問看護／介護予防訪問看護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

（人）

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問看護	要支援1	65	91	92	94	98	102
	要支援2	99	124	160	179	188	198
訪問看護	要介護1	307	347	385	415	440	471
	要介護2	220	268	281	291	303	321
	要介護3	156	183	208	235	256	274
	要介護4	166	157	163	188	202	215
	要介護5	156	164	157	177	194	207
計	1,169	1,334	1,446	1,579	1,681	1,788	2,197
伸び率	前年比	—	114.1%	108.4%	109.2%	106.5%	106.4%
	H27比	—	114.1%	123.7%	135.1%	143.8%	153.0%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

（回）

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問看護	要支援1	412	506	515	526	549	571
	要支援2	827	967	1,266	1,414	1,485	1,564
訪問看護	要介護1	2,462	2,968	3,144	3,403	3,608	3,862
	要介護2	2,111	2,600	2,604	2,706	2,818	2,985
	要介護3	1,489	1,757	2,031	2,303	2,509	2,685
	要介護4	1,737	1,494	1,585	1,824	1,959	2,086
	要介護5	1,778	1,910	1,688	1,912	2,095	2,236
計	10,816	12,202	12,833	14,088	15,023	15,989	19,676
伸び率	前年比	—	112.8%	105.2%	109.8%	106.6%	106.4%
	H27比	—	112.8%	118.6%	130.3%	138.9%	147.8%

[4]訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

診療所や病院に勤務する理学療法士・作業療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、生活機能の維持・向上に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

通院によるリハビリテーション以外に、家庭内における日常生活動作の向上を目的とした利用が高いと考えられます。

訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問リハビリテーション	要支援1	7	9	10	10	10	12
	要支援2	23	27	28	30	32	40
訪問リハビリテーション	要介護1	37	54	56	60	64	84
	要介護2	30	33	38	40	41	52
	要介護3	46	46	51	60	66	90
	要介護4	28	24	31	35	37	50
	要介護5	19	19	18	20	22	30
計	190	212	232	255	272	289	358
伸び率	前年比	—	111.6%	109.4%	109.9%	106.7%	123.9%
	H27比	—	111.6%	122.1%	134.2%	143.2%	188.4%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

(回)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問リハビリテーション	要支援1	48	68	75	75	75	90
	要支援2	288	296	296	318	339	424
訪問リハビリテーション	要介護1	510	776	782	840	896	1,176
	要介護2	374	480	576	608	623	790
	要介護3	648	610	720	846	931	1,269
	要介護4	331	300	408	462	488	660
	要介護5	169	207	203	226	249	339
計	2,368	2,737	3,060	3,375	3,601	3,832	4,748
伸び率	前年比	—	115.6%	111.8%	110.3%	106.7%	123.9%
	H27比	—	115.6%	129.2%	142.5%	152.1%	200.5%

[5]居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を把握し、療養上の管理・指導・助言等を行うサービスです。介護保険のサービスが提供される場合、医療保険のサービスは、同一の病気・けがには提供されません。

利用実績は、要支援1・2の人の利用は低く、要介護1以上の人が全体の9割を占めています。

居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防居宅療養管理指導	要支援1	51	66	70	72	75	78	94
	要支援2	62	70	71	79	83	87	105
居宅療養管理指導	要介護1	302	349	355	389	412	442	544
	要介護2	260	295	324	335	348	370	439
	要介護3	266	297	313	370	403	431	551
	要介護4	268	287	297	349	375	399	500
	要介護5	276	300	304	343	376	401	497
計	1,485	1,664	1,734	1,937	2,072	2,208	2,730	
伸び率	前年比	—	112.1%	104.2%	111.7%	107.0%	106.6%	123.6%
	H27比	—	112.1%	116.8%	130.4%	139.5%	148.7%	183.8%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

(回)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防居宅療養管理指導	要支援1	182	242	246	143	152	273	329
	要支援2	226	239	248	225	226	305	368
居宅療養管理指導	要介護1	1,213	1,450	1,487	965	957	4,641	5,712
	要介護2	1,038	1,236	1,384	822	928	1,443	1,712
	要介護3	1,131	1,374	1,471	875	894	1,940	2,480
	要介護4	1,145	1,255	1,294	919	1,053	1,636	2,050
	要介護5	1,186	1,376	1,427	992	1,013	1,925	2,386
計	6,121	7,172	7,557	4,941	5,223	12,163	15,037	
伸び率	前年比	—	117.2%	105.4%	65.4%	105.7%	232.9%	123.6%
	H27比	—	117.2%	123.5%	80.7%	85.3%	198.7%	245.7%

[6]通所介護

在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。

利用実績は、要介護1の人が最も多く、要支援1から要介護1までで、全体の5割を超えています。要支援者を対象とした介護予防通所介護は、平成29年度(2017年度)に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

今後、増加が見込まれる認知症の人や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為力向上訓練までを総合的に行うことにより、自立した在宅生活を継続させるサービスとして期待されています。

また、地域での利用者の暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、サービスを利用しない日も利用者を支える地域連携拠点の機能が求められています。

利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所は、平成28年度(2016年度)に地域密着型通所介護へ移行しました。

通所介護/介護予防通所介護

利用者数の推移と推計結果(月平均)

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防通所介護	要支援1	729	717	493	—	—	—	
	要支援2	591	616	420	—	—	—	
通所介護	要介護1	1,024	816	850	926	983	1,053	
	要介護2	617	493	504	522	542	575	
	要介護3	381	297	299	338	368	394	
	要介護4	217	174	171	187	200	214	
	要介護5	137	116	121	135	148	158	
計	3,696	3,229	2,858	2,108	2,241	2,394	2,946	
伸び率	前年比	—	87.4%	88.5%	73.8%	106.3%	106.8%	123.1%
	H27比	—	87.4%	77.3%	57.0%	60.6%	64.8%	79.7%

利用回数の推移と推計結果(月平均)

(回)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防通所介護	要支援1	—	—	—	—	—	—	
	要支援2	—	—	—	—	—	—	
通所介護	要介護1	9,225	6,842	8,008	8,704	9,240	9,898	
	要介護2	6,131	4,556	5,165	5,324	5,528	5,865	
	要介護3	4,216	2,896	3,341	3,786	4,122	4,413	
	要介護4	2,256	1,577	1,705	1,870	2,000	2,140	
	要介護5	1,399	1,085	1,293	1,445	1,584	1,691	
計	23,227	16,956	19,512	21,129	22,474	24,007	29,560	
伸び率	前年比	—	73.0%	115.1%	108.3%	106.4%	106.8%	123.1%
	H27比	—	73.0%	84.0%	91.0%	96.8%	103.4%	127.3%

[7]通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

在宅の利用者を老人保健施設、病院等に送迎し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションや食事・入浴の介護、栄養改善の指導などを行うサービスです。

リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険へ移行しても、サービスを継ぎ目なく受けることができるよう、さらなる医療と介護の連携を推進する必要があります。

利用見込みは、要介護状態になることへの予防や悪化防止のための継続的なサービス利用など、一定割合で増加すると見込まれます。

通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防通所リハビリテーション	要支援1	79	88	88	91	95	99
	要支援2	76	83	90	102	107	112
通所リハビリテーション	要介護1	210	201	208	227	241	258
	要介護2	187	202	195	202	209	222
	要介護3	129	135	144	170	185	198
	要介護4	91	88	87	102	110	117
	要介護5	53	56	53	60	66	70
計	825	853	865	954	1,013	1,076	1,320
伸び率	前年比	—	103.4%	101.4%	110.3%	106.2%	106.2%
	H27比	—	103.4%	104.8%	115.6%	122.8%	130.4%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

(回)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防通所リハビリテーション	要支援1	—	—	—	—	—	—
	要支援2	—	—	—	—	—	—
通所リハビリテーション	要介護1	1,690	1,548	1,797	1,952	2,073	2,219
	要介護2	1,569	1,713	1,944	2,020	2,090	2,220
	要介護3	1,111	1,188	1,560	1,836	1,998	2,138
	要介護4	731	679	814	959	1,034	1,100
	要介護5	481	479	604	684	752	798
計	5,582	5,607	6,719	7,451	7,947	8,475	10,461
伸び率	前年比	—	100.4%	119.8%	110.9%	106.7%	106.6%
	H27比	—	100.4%	120.4%	133.5%	142.4%	151.8%

[8]短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

在宅の利用者が、施設（特別養護老人ホームなど）に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。利用者の心身機能の維持のみならず、家族の身体的・精神的負担を軽減する上で重要なサービスとなっています。

ケアマネジャーが利用者の状態、家族等の事情により緊急やむを得ないと認めた場合など、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室で受け入れることで、要支援者・要介護認定者の緊急時への対応が図られます。また、特別養護老人ホームの待機者を一時的に受け入れる役割や緊急時の円滑な受け入れを行う役割を果たしています。

本市では、平成29年(2017年)10月末現在、本サービス事業所は介護老人福祉施設の併設事業所のみであり、定員が150人となっています。

利用実績は、要介護2～4の人の利用がほぼ均等にみられます。

市内短期入所生活介護施設整備状況

	施設名	定員（人）
1	宝塚栄光園	10
2	宝塚シニアコミュニティ	10
3	花屋敷栄光園	12
4	宝塚あいわ苑	10
5	星花苑	20
6	夢御殿山	10
7	宝塚まどか園	18
8	宝塚ちどり	20
9	ショートケア中山ちどり	20
10	宝塚清光苑	20
	合 計	150

(平成29年10月現在)

第5章 介護保険料の算出

短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期				第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防短期入所生活介護	要支援1	3	4	4	5	5	6	
	要支援2	8	7	5	6	6	7	
短期入所生活介護	要介護1	66	65	62	68	72	95	
	要介護2	85	94	103	100	102	131	
	要介護3	133	136	139	158	167	236	
	要介護4	102	104	97	104	108	149	
	要介護5	62	67	76	74	81	107	
計	459	477	486	515	541	731		
伸び率	前年比	—	103.9%	101.9%	106.0%	105.0%	126.5%	
	H27比	—	103.9%	105.9%	112.2%	117.9%	159.3%	

利用日数の推移と推計結果（月平均）

(日)

サービス	第6期				第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防短期入所生活介護	要支援1	13	23	30	29	29	33	
	要支援2	45	42	40	36	36	56	
短期入所生活介護	要介護1	429	422	410	442	468	618	
	要介護2	679	821	966	870	887	1,284	
	要介護3	1,432	1,669	1,709	1,943	2,054	2,950	
	要介護4	1,290	1,358	1,313	1,362	1,415	1,997	
	要介護5	580	732	947	807	883	1,380	
計	4,468	5,067	5,415	5,489	5,772	8,318		
伸び率	前年比	—	113.4%	106.9%	101.4%	105.2%	127.1%	
	H27比	—	113.4%	121.2%	122.9%	129.2%	186.2%	

[9]短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

病状が安定期にある利用者が、施設（介護老人保健施設など）に短期間入所し、疾病に対する医学的管理やリハビリテーションなどの医療と日常生活上の世話を受けるサービスです。

利用実績は、ほぼ横ばいで推移し、利用が少ないものの、要介護3以上の人で平均的な利用がみられます。

短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防短期入所療養介護	要支援1	0	0	0	0	0	0	
	要支援2	1	1	1	1	1	1	
短期入所療養介護	要介護1	9	6	7	8	8	11	
	要介護2	15	15	13	13	14	17	
	要介護3	20	23	24	25	27	37	
	要介護4	22	21	25	23	25	26	
	要介護5	18	19	16	18	20	26	
計	85	85	86	88	95	101	125	
伸び率	前年比	—	100.0%	101.2%	102.3%	108.0%	106.3%	123.8%
	H27比	—	100.0%	101.2%	103.5%	111.8%	118.8%	147.1%

利用日数の推移と推計結果（月平均）

(日)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防短期入所療養介護	要支援1	1	0	0	0	0	0	
	要支援2	4	13	13	0	15	8	
短期入所療養介護	要介護1	52	48	47	54	54	74	
	要介護2	107	96	89	88	95	116	
	要介護3	157	153	142	148	159	218	
	要介護4	159	175	224	166	180	238	
	要介護5	150	141	160	133	148	192	
計	630	626	675	589	651	683	846	
伸び率	前年比	—	99.4%	107.8%	87.3%	110.5%	104.9%	123.9%
	H27比	—	99.4%	107.1%	93.5%	103.3%	108.4%	134.3%

[10]福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を考慮し、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具・補装具を貸与（レンタル）するサービスです。

福祉用具には、車いす、特殊ベッド、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、スロープ、歩行器などがあります。

このサービスは、利用率が高く、広く利用されています。

福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防福祉用具貸与	要支援1	226	264	266	233	243	253	303
	要支援2	396	433	466	472	497	522	625
福祉用具貸与	要介護1	661	717	738	809	894	978	1,180
	要介護2	681	766	789	830	862	924	1,087
	要介護3	520	544	565	662	721	774	986
	要介護4	400	406	433	443	475	507	634
	要介護5	308	324	320	375	411	440	542
計	3,192	3,454	3,577	3,824	4,103	4,398	5,357	
伸び率	前年比	—	108.2%	103.6%	106.9%	107.3%	107.2%	121.8%
	H27比	—	108.2%	112.1%	119.8%	128.5%	137.8%	167.8%

[11]特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具購入費

貸与（レンタル）になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合において、1年度で10万円を上限額とし、購入費の9割（第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額が一定以上所得の場合は8割または7割）を支給するサービスです。

対象用具は、①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品（チューブなど）、③入浴補助用具（入浴用いすなど）、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分の5種類です。

利用者だけでなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていくうえで重要な役割を果たしています。

特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
特定介護予防福祉用具購入費	要支援1	14	14	11	15	15	16	19
	要支援2	12	13	13	15	16	17	20
特定福祉用具購入費	要介護1	20	20	20	23	25	26	32
	要介護2	12	16	18	14	15	16	18
	要介護3	12	11	15	15	16	18	22
	要介護4	10	8	11	9	10	10	12
	要介護5	4	5	4	6	6	6	7
計	84	87	92	97	103	109	130	
伸び率	前年比	—	103.6%	105.7%	105.4%	106.2%	105.8%	119.3%
	H27比	—	103.6%	109.5%	115.5%	122.6%	129.8%	154.8%

[12]住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消、便器の改修など、在宅での日常生活や介護者の負担の軽減等のために必要な住宅改修の費用を支給するサービスです。

小規模な一定種類の住宅改修を行った場合において、20万円を上限額とし、改修費の9割（第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額が一定以上所得の場合は8割または7割）を支給します。

利用者の状態への支援や保険給付として適切な住宅改修が行われるよう、施工前の申請が必要な事前許可制としています。

住宅改修費/介護予防住宅改修費
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防住宅改修費	要支援1	20	28	24	30	31	32	38
	要支援2	14	15	18	19	20	21	26
住宅改修費	要介護1	15	24	25	23	25	26	32
	要介護2	9	17	15	14	15	16	18
	要介護3	10	11	11	11	12	12	15
	要介護4	7	7	7	7	7	7	9
	要介護5	4	3	3	2	2	3	3
計	79	105	103	106	112	117	141	
伸び率	前年比	—	132.9%	98.1%	102.9%	105.7%	104.5%	120.5%
	H27比	—	132.9%	130.4%	134.2%	141.8%	148.1%	178.5%

[13] 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（介護付き有料老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス）の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

利用実績は、要介護1の人が最も多く、どの介護度も利用者が増えています。

本市は、兵庫県全体の定員数からみると、有料老人ホームが過度に整備されています。

利用見込みは、サービス付き高齢者向け住宅で特定施設の指定を前提とする事業者があるなど、平成30年度(2018年度)以降の増加を見込んでいます。

住宅型も含む有料老人ホーム設置状況

	全 国	兵庫県	宝塚市
事業所数	12,570	332	17
定員(人)	482,792	15,079	1,318
65歳以上の高齢者人口(人)	34,590,611	1,488,612	62,590
高齢者人口千人当たりの事業所数	0.36	0.22	0.27
高齢者人口千人当たりの定員(人)	13.96	10.13	21.06

※事業所数の全国は平成28年10月現在、兵庫県と宝塚市は平成29年4月現在
 高齢者人口の全国は総務省統計局「各月1日現在人口」（平成28年10月現在）、兵庫県は高齢者保健福祉関係資料（平成29年2月1日現在）、宝塚市は住民基本台帳人口（平成29年3月末現在）

特定施設入居者生活介護施設整備状況

	施設名	種別	定員 (人)	開設年月
1	宝塚エデンの園	介護付有料老人ホーム	551	平成12年4月
2	トラストガーデン宝塚	介護付有料老人ホーム	112	平成12年6月
3	くらら仁川	介護付有料老人ホーム	42	平成13年7月
4	メディカルホームグランダ逆瀬川・宝塚	介護付有料老人ホーム	66	平成15年12月
5	サンシティ宝塚	介護付有料老人ホーム	380	平成17年7月
6	養護老人ホーム 福寿荘	養護老人ホーム	50	平成18年11月
7	ケアハウス中山ちどり	軽費老人ホーム（ケアハウス）	60	平成23年5月
8	プラチナ・シニアホーム宝塚逆瀬川	サービス付き高齢者向け住宅	34	平成24年5月
9	エイジガーデン宝塚旭町	サービス付き高齢者向け住宅	46	平成24年9月
10	チャーム・スイート宝塚売布	サービス付き高齢者向け住宅	100	平成25年2月
11	グランポルト宝塚	サービス付き高齢者向け住宅	39	平成25年5月
12	ケアハウス宝塚	軽費老人ホーム（ケアハウス）	70	平成26年4月
13	結いホーム宝塚	介護付有料老人ホーム	100	平成26年4月
14	エクセレント花屋敷	サービス付き高齢者向け住宅	87	平成29年5月
	合計		1,737	

(平成29年10月現在)

特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1	78	69	66	68	73	87
	要支援2	37	49	49	51	54	65
特定施設入居者生活介護	要介護1	186	189	195	201	209	235
	要介護2	120	120	139	143	156	187
	要介護3	120	126	130	134	144	172
	要介護4	124	127	108	112	121	145
	要介護5	93	98	107	111	118	141
計	758	778	794	820	875	900	1,032
伸び率	前年比	—	102.6%	102.1%	103.3%	106.7%	114.7%
	H27比	—	102.6%	104.7%	108.2%	115.4%	136.1%

[14] 居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーが、在宅の高齢者が保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、その状況を把握し、アセスメント（課題分析）を行った上で、心身の状態などに応じたケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）を作成し、その計画に基づいてサービスが利用できるよう、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。在宅の高齢者の自立した日常生活を支援する柱となる重要なサービスです。

ケアマネジメントにおいては、利用者の有する能力・環境等を評価し、解決すべき課題を分析しますが、その結果に基づくケアプランの作成においては、サービス担当者会議における多職種協働や医療関係職種との連携などの取組が期待されています。

なお、居宅介護支援事業所の指定権限は平成30年(2018年)4月1日より都道府県より市町村に移譲されました。

居宅介護支援/介護予防支援
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防支援	要支援1	1,352	1,371	686	426	438	508
	要支援2	1,197	1,244	622	584	604	762
居宅介護支援	要介護1	1,711	1,835	1,897	1,795	1,904	2,513
	要介護2	1,077	1,179	1,208	1,190	1,236	1,559
	要介護3	688	716	755	751	818	1,118
	要介護4	470	472	489	465	499	666
	要介護5	335	349	351	311	341	450
計	6,830	7,166	6,008	5,522	5,840	6,192	7,576
伸び率	前年比	—	104.9%	83.8%	91.9%	105.8%	122.4%
	H27比	—	104.9%	88.0%	80.8%	85.5%	110.9%

(イ) 地域密着型サービス

高齢者が中・重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続することができるようにする観点から創設されたサービスです。市町村（保険者）が、必要なサービス量を決め、サービス事業者を指定し、指導監督も行います。

サービスの利用者は、原則として、サービス事業所が所在する市町村の被保険者に限ります。

[1] 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、一つの事業所が訪問介護と訪問看護を一体的に、または訪問看護事業所と密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回により訪問し、利用者からの通報による随時訪問も行います。中重度の要介護者の在宅生活を継続する上で重要なサービスです。

本市では、武庫川左岸・右岸で各1事業所、合わせて2事業所があります。

第7期計画では、未整備の日常生活圏域に各1事業所の整備を計画しており、それに伴い、利用者の増加を見込んでいます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期				第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1	4	7	9	19	24	29	29
	要介護2	4	7	8	17	21	26	26
	要介護3	1	4	7	15	19	22	22
	要介護4	1	6	8	17	21	26	26
	要介護5	1	6	9	19	24	29	29
計	11	30	41	87	109	132	132	
伸び率	前年比	—	272.7%	136.7%	212.2%	125.3%	121.1%	100.0%
	H27比	—	272.7%	372.7%	790.9%	990.9%	1200.0%	1200.0%

[2] 夜間対応型訪問介護

介護福祉士等が、夜間に、定期巡回または随時の通報により要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や緊急時の対応などを行うサービスです。

本市では、1事業者のみであり、若干名の利用にとどまっています。

夜間対応型訪問介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期				第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
夜間対応型訪問介護	要介護1	2	1	1	1	1	1	
	要介護2	1	3	3	3	3	3	
	要介護3	0	1	2	2	2	2	
	要介護4	1	0	2	2	2	2	
	要介護5	0	0	1	1	1	1	
計	4	5	9	9	9	9		
伸び率	前年比	—	125.0%	180.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	H27比	—	125.0%	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%	

[3] 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者をデイサービスセンター等に送迎し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。認知症の特性に配慮したサービスを提供します。

本市には、平成29年(2017年)10月現在、8事業所があります。

利用見込みは、認知症高齢者の増加に伴い、増加すると見込んでいます。

認知症対応型通所介護整備状況

	施設名	定員(人)	開設年月
1	アクティブライフ中山倶楽部	12	平成18年4月
2	児玉診療所デイサービス「のどか」	24	平成18年4月
4	聖隷逆瀬川デイサービスセンター虹	10	平成18年4月
5	特定非営利活動法人めふのお家	8	平成18年4月
6	花屋敷デイサービスセンター	12	平成18年4月
7	サポートハウス中山ちどり	10	平成23年5月
8	アンジェリカ	3	平成27年4月
9	花見鳥	12	平成28年1月
	合計	91	

(平成29年10月現在)

第5章 介護保険料の算出

認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期				第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1	0	0	0	0	0	0	
	要支援2	1	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	要介護1	25	28	19	21	22	24	
	要介護2	33	30	29	29	31	32	
	要介護3	29	31	44	52	57	61	
	要介護4	19	22	20	24	25	27	
	要介護5	11	11	10	12	13	14	
計	118	122	122	138	148	158	198	
伸び率	前年比	—	103.4%	100.0%	113.1%	107.2%	106.8%	125.3%
	H27比	—	103.4%	103.4%	116.9%	125.4%	133.9%	167.8%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

(回)

サービス	第6期				第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1	0	0	0	0	0	0	
	要支援2	3	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	要介護1	211	248	195	189	198	216	
	要介護2	295	235	227	226	242	250	
	要介護3	256	276	399	473	519	555	
	要介護4	199	214	160	216	225	243	
	要介護5	116	112	116	139	151	162	
計	1,080	1,085	1,097	1,243	1,335	1,426	1,790	
伸び率	前年比	—	100.5%	101.1%	113.3%	107.4%	106.8%	125.5%
	H27比	—	100.5%	101.6%	115.1%	123.6%	132.0%	165.7%

[4]小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

登録者（一事業所につき29人以下）に対し、その状態や希望に応じ、小規模の住宅型施設への「通い」を中心とし、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

同一事業者から包括的ケアが提供されることから、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減や悪化の防止のために有効なサービスです。

平成30年度(2018年度)～平成32年度(2010年度)の各年度で、1～2事業所の開設を見込んでいます。

小規模多機能型居宅介護整備状況

	施設名	登録定員（人）	開設年月
1	小規模多機能型居宅介護「せせらぎ」	29	平成19年 7月
2	オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護	29	平成23年 2月
3	小規模多機能型ホーム中山ちどり	29	平成23年 5月
4	小規模多機能宝塚清光苑	25	平成27年 8月
5	パナソニックエイジフリー宝塚中山	29	平成27年11月
6	小規模多機能型居宅介護こもれび	29	平成28年 1月
	合 計	170	

(平成29年10月現在)

小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	2	4	6	7	8	10	
	要支援2	3	4	4	5	5	7	
小規模多機能型居宅介護	要介護1	9	15	18	21	24	31	
	要介護2	17	29	30	35	41	51	
	要介護3	24	34	28	33	38	48	
	要介護4	15	23	27	32	37	46	
	要介護5	8	9	11	13	15	19	
計	78	118	124	146	168	212	212	
伸び率	前年比	—	151.3%	105.1%	117.7%	115.1%	126.2%	100.0%
	H27比	—	151.3%	159.0%	187.2%	215.4%	271.8%	271.8%

[5] 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

5人～9人の認知症の高齢者が共同生活を営み、家庭的な環境と地域住民との交流のなかで、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

利用見込みは、対象者の増加に伴い、1事業所の整備を計画しており、利用者の増加を見込んでいます。

認知症高齢者グループホーム整備状況

	グループホーム名	定員（人）	開設年月
1	ラビアンローズ宝塚	27	平成12年6月
2	アミーユ宝塚山本	27	平成13年3月
3	はーとふるセゾン宝塚	27	平成15年5月
4	グループホーム「かわも」	18	平成16年7月
5	グループホームケアホーム宝塚	9	平成17年4月
6	グループホーム宝塚ちどり	18	平成17年10月
7	グループホームはる仁川	9	平成18年1月
8	グループホームはる逆瀬川	18	平成21年3月
9	グループホーム アンジェリカ	18	平成22年5月
10	グループホームたのしい家中山寺	18	平成22年8月
11	グループホームたのしい家仁川	18	平成22年11月
12	グループホーム中山ちどり	18	平成23年5月
13	グループホーム宝塚清光苑	18	平成27年8月
14	グループホーム宝塚あいわ苑	18	平成28年1月
合 計		261	

（平成29年10月現在）

認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

（人）

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援1	0	0	0	0	0	0	0
	要支援2	1	0	1	1	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	要介護1	34	28	40	40	43	43	43
	要介護2	42	46	52	52	56	56	56
	要介護3	56	66	64	64	69	69	69
	要介護4	52	44	43	43	46	46	46
	要介護5	40	25	40	40	43	43	43
計		225	209	240	240	257	257	257
伸び率	前年比	—	92.9%	114.8%	100.0%	107.1%	100.0%	100.0%
	H27比	—	92.9%	106.7%	106.7%	114.2%	114.2%	114.2%

[6] 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）に入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

本市には、平成29年(2017年)10月現在、事業者がなく、第7期計画においても、利用を見込んでいません。

[7] 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。

本市には、平成29年(2017年)10月現在、事業者がなく、第7期計画においても、利用を見込んでいません。

[8] 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられるサービスです。医療ニーズのある重度の要介護者が、住み慣れた地域での療養生活を継続できるよう、「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」を組み合わせることで、利用者やその家族への支援の充実を図ります。

本市には、平成29年(2017年)10月現在、事業所がなく、武庫川右岸と左岸に1事業所ずつ整備する計画です。

看護小規模多機能型居宅介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期			第7期			第9期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1	0	0	0	0	3	6	6
	要介護2	0	0	0	0	4	8	8
	要介護3	0	0	0	0	4	8	8
	要介護4	0	1	1	1	4	8	8
	要介護5	0	0	0	0	4	8	8
計	0	1	1	1	19	38	38	
伸び率	前年比	—	600.0%	50.0%	200.0%	1900.0%	200.0%	100.0%
	H27比	—	600.0%	300.0%	600.0%	11400.0%	22800.0%	22800.0%

[9] 地域密着型通所介護

利用定員18人以下のデイサービスセンターは、少人数で地域に密着したサービスであるため、平成28年（2016年）4月から、従来の通所介護から地域密着型サービスへ制度移行しました。

サービスの内容は、従来と同様に、在宅の利用者をデイサービスセンターに送り、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行います。

地域密着型通所介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

（人）

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型通所介護	要介護1	—	367	399	417	437	460	566
	要介護2	—	224	224	221	226	235	279
	要介護3	—	118	129	133	145	155	198
	要介護4	—	61	66	67	72	69	87
	要介護5	—	33	35	33	36	39	48
計		0	803	853	871	916	958	1,178
伸び率	前年比	—	—	106.2%	102.1%	105.2%	104.6%	123.0%
	H27比	—	—	—	—	—	—	—

利用回数の推移と推計結果（月平均）

（回）

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型通所介護	要介護1	—	2,919	3,087	3,053	3,321	3,496	4,302
	要介護2	—	1,976	1,930	1,935	1,944	2,021	2,399
	要介護3	—	1,226	1,434	1,432	1,508	1,612	2,059
	要介護4	—	659	710	716	778	745	940
	要介護5	—	409	403	401	407	441	542
計		0	7,189	7,564	7,537	7,958	8,315	10,242
伸び率	前年比	—	—	105.2%	99.6%	105.6%	104.5%	123.2%
	H27比	—	—	—	—	—	—	—

(ウ) 施設サービス

[1] 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とする入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

本市では、平成29年(2017年)10月現在、市内に11施設（定員958人）が整備されています。

特別養護老人ホームの入所要件については、平成26年度（2014年）制度改正により、原則要介護3以上となりました。

第7期計画では、定員80人の特養整備に伴う利用者増を見込むとともに、平成37年度（2025年）までに介護施設・在宅医療等の追加的需要対応分100人分を含む160人分の整備を計画しています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備状況

施設名		定員（人）	開設年月
1	宝塚栄光園	70	昭和54年4月
2	宝塚シニアコミュニティ	90	平成7年11月
3	花屋敷栄光園	108	平成11年4月
4	宝塚あいわ苑	60	平成12年10月
5	星花苑	50	平成13年4月
6	夢御殿山	80	平成14年4月
7	宝塚まどか園	100	平成16年9月
8	宝塚ちどり	100	平成17年10月
9	ケアホーム中山ちどり	100	平成23年5月
10	宝塚すみれ栄光園	100	平成26年4月
11	宝塚清光苑	100	平成27年10月
合 計		958	

(平成29年10月現在)

介護老人福祉施設

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス	第6期				第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
介護老人福祉施設	要介護1	12	14	14	14	14	14	
	要介護2	49	44	42	42	42	42	
	要介護3	192	194	195	195	195	227	
	要介護4	300	330	332	332	332	355	
	要介護5	323	323	328	328	328	353	
計	876	905	911	911	911	991	1,151	
伸び率	前年比	—	103.3%	100.7%	100.0%	100.0%	108.8%	116.1%
	H27比	—	103.3%	104.0%	104.0%	104.0%	113.1%	131.4%

[2]介護老人保健施設

要介護者である入所者に対し、在宅生活への復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。

本市の平成29年(2017年)10月現在の整備状況は、次表のとおりであり、利用実績は横ばいとなっています。

平成29年(2017年)の1か月当たりの受給者数は、475人であり、第7期期間中の利用見込みは、現状維持を見込んでいます。

介護老人保健施設整備状況

施設名		定員(人)	開設年月
1	ステップハウス宝塚	84	平成7年7月
2	エスペランサ	140	平成12年2月
3	西谷憩いの家	100	平成12年8月
4	ケアヴィラ宝塚	100	平成17年4月
合 計		424	

(平成29年10月現在)

介護老人保健施設

利用者数の推移と推計結果(月平均)

(人)

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人保健施設	要介護1	67	56	55	55	55	55	55
	要介護2	85	74	86	86	86	86	86
	要介護3	107	121	123	123	123	123	123
	要介護4	129	129	134	134	134	134	134
	要介護5	76	78	77	77	77	77	77
計		464	458	475	475	475	475	475
伸び率	前年比	—	98.7%	103.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	H27比	—	98.7%	102.4%	102.4%	102.4%	102.4%	102.4%

[3] 介護療養型医療施設

長期にわたり療養が必要な入所者に対し、機能訓練や医学的管理、介護等のサービスを提供する施設です。平成29年度(2017年度)末をもって廃止されることになっていましたが、法改正により、さらに6年間の経過措置が設けられました。

本市は、平成24年度(2012年度)以降、新規指定を行っていません。

介護療養型医療施設は、平成35年度末(2023年度末)に廃止され、介護医療院等への転換が図られるため、利用見込みは、漸減を見込んでいます。

介護療養型医療施設整備状況

医療機関名		定員(人)	開設年月
1	雲雀丘クリニック	8	平成19年6月
合 計		8	

(平成29年10月現在)

介護療養型医療施設

利用者数の推移と推計結果(月平均)

(人)

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護療養型医療施設	要介護1	1	1	1	1	1	0	—
	要介護2	3	1	2	2	1	1	—
	要介護3	4	2	3	2	2	1	—
	要介護4	9	10	10	8	7	5	—
	要介護5	35	31	23	19	15	11	—
計		52	45	39	32	26	18	—
伸び率	前年比	—	86.5%	86.7%	82.1%	81.3%	69.2%	—
	H27比	—	86.5%	75.0%	61.5%	50.0%	34.6%	—

[4]介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。ただし、医療法上も、医療提供施設として法的に位置づけられます。

病院または診療所から介護医療院へ転換することもできます。

介護医療院

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス		第6期			第7期			第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護医療院	要介護1	—	—	—	0	0	1	1
	要介護2	—	—	—	0	1	1	2
	要介護3	—	—	—	1	1	2	3
	要介護4	—	—	—	2	3	5	10
	要介護5	—	—	—	4	8	12	23
計		0	0	0	7	13	21	39
伸び率	前年比	—	—	—	—	185.7%	161.5%	185.7%
	H27比	—	—	—	—	—	—	—

イ 特別給付（配食サービス）利用者数

介護保険制度では、法定の介護サービス以外に保険者が条例で定めることにより、独自に市町村特別給付として保険給付を行うことを認めています。本市では介護保険制度の開始と同時に特別給付として配食サービスを年中無休で実施しており、現在は昼食、夕食の2食で行っています。利用実績は増加傾向にあります。

配食サービスは事業費がすべて第1号保険料で賄われているため、介護保険料を引き上げる要因となっています。社会情勢の変化により制度創設当時とは違い、民間の配食事業者が増加し、その内容も充実していることから、第7期計画の終期に当たる平成32年度(2020年度)中に終了します。

特別給付（配食サービス）

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

サービス		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特別給付（配食サービス）	要支援1	149	153	145	151	157	164
	要支援2	167	159	148	193	183	192
	要介護1	225	254	255	292	294	313
	要介護2	124	128	125	140	144	152
	要介護3	71	74	81	86	91	97
	要介護4	50	61	59	59	61	62
	要介護5	37	42	32	40	48	51
計		823	871	845	961	978	1,031
伸び率	前年比	—	105.8%	97.0%	113.7%	101.8%	105.4%
	H27比	—	105.8%	102.7%	116.8%	118.8%	125.3%

食数の推移と推計結果（月平均）

(食)

サービス		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特別給付（配食サービス）	要支援1	3,434	3,416	3,255	3,382	3,517	3,674
	要支援2	3,590	3,679	3,532	4,613	4,374	4,589
	要介護1	5,105	6,101	6,403	6,862	6,909	7,356
	要介護2	3,192	2,979	3,140	3,262	3,355	3,542
	要介護3	1,565	1,765	2,021	2,064	2,175	2,328
	要介護4	1,223	1,597	1,521	1,475	1,525	1,550
	要介護5	972	1,064	853	1,040	1,214	1,326
計		19,081	20,601	20,725	22,698	23,069	24,365
伸び率	前年比	—	108.0%	100.6%	109.5%	101.6%	105.6%
	H27比	—	108.0%	108.6%	119.0%	120.9%	127.7%

(2) サービス給付費の推計

ア 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

サービスごとの介護給付費の見込みは次のとおりです。

(単位：千円)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
介護給付費計 (A=a1+a2+a3+a4)	16,666,385	17,642,186	18,839,115	53,147,686	22,068,310
居宅サービス (a1)	8,872,053	9,520,435	10,137,894	28,530,382	12,389,752
訪問介護	1,898,940	2,070,695	2,250,936	6,220,571	2,785,813
訪問入浴介護	72,081	78,886	83,639	234,606	104,032
訪問看護	696,250	745,236	794,838	2,236,324	982,291
訪問リハビリテーション	108,761	116,291	124,332	349,384	154,532
居宅療養管理指導	302,775	324,879	346,759	974,413	429,846
通所介護	2,033,203	2,167,713	2,315,416	6,516,332	2,855,342
通所リハビリテーション	830,207	888,822	947,571	2,666,600	1,172,777
短期入所生活介護	629,056	663,159	709,499	2,001,714	902,914
短期入所療養介護（老健）	79,496	86,218	91,389	257,103	113,721
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	503,672	542,692	583,061	1,629,425	716,349
特定福祉用具購入費	22,274	23,893	25,142	71,309	30,125
住宅改修費	46,241	49,574	52,194	148,009	62,524
特定施設入居者生活介護	1,649,097	1,762,377	1,813,118	5,224,592	2,079,486
地域密着型サービス (a2)	2,192,290	2,461,133	2,719,997	7,373,420	2,951,853
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	186,971	234,378	283,675	705,024	283,675
夜間対応型訪問介護	1,185	1,185	1,185	3,555	1,185
認知症対応型通所介護	174,893	187,819	200,860	563,572	252,358
小規模多機能型居宅介護	366,799	424,475	533,176	1,324,450	533,176
認知症対応型共同生活介護	765,247	823,211	823,211	2,411,669	823,211
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	3,902	56,168	112,336	172,406	112,336
地域密着型通所介護	693,293	733,897	765,554	2,192,744	945,912
施設サービス (a3)	4,742,090	4,744,201	5,003,078	14,489,369	5,519,704
介護老人福祉施設	2,960,361	2,961,687	3,220,563	9,142,611	3,737,189
介護老人保健施設	1,623,873	1,624,601	1,624,601	4,873,075	1,624,601
介護療養型医療施設	129,651	104,701	74,312	308,664	
介護医療院	28,205	53,212	83,602	165,019	157,914
居宅介護支援 (a4)	859,952	916,417	978,146	2,754,515	1,207,001

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

イ 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

サービスごとの予防給付費は次のとおりです。

（単位：千円）	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
予防給付費計（B=b1+b2+b3）	482,548	504,396	527,473	1,514,417	623,919
介護予防サービス（b1）	410,349	432,477	450,430	1,293,256	535,165
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	96,314	101,006	106,050	303,370	126,914
介護予防訪問リハビリテーション	13,604	14,339	14,704	42,647	17,791
介護予防居宅療養管理指導	19,611	20,530	21,441	61,582	25,859
介護予防通所リハビリテーション	74,694	78,268	81,809	234,771	98,025
介護予防短期入所生活介護	5,514	5,517	5,517	16,548	6,496
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	875	875	1,750	875
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	42,743	44,890	47,037	134,670	56,322
特定介護予防福祉用具購入費	6,917	7,152	7,614	21,683	8,997
介護予防住宅改修費	39,432	41,031	42,629	123,092	51,444
介護予防特定施設入居者生活介護	111,520	118,869	122,754	353,143	142,442
地域密着型介護予防サービス（b2）	12,798	10,609	14,027	37,434	14,027
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,917	10,609	14,027	34,553	14,027
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,881	0	0	2,881	0
介護予防支援（b3）	59,401	61,310	63,016	183,727	74,727

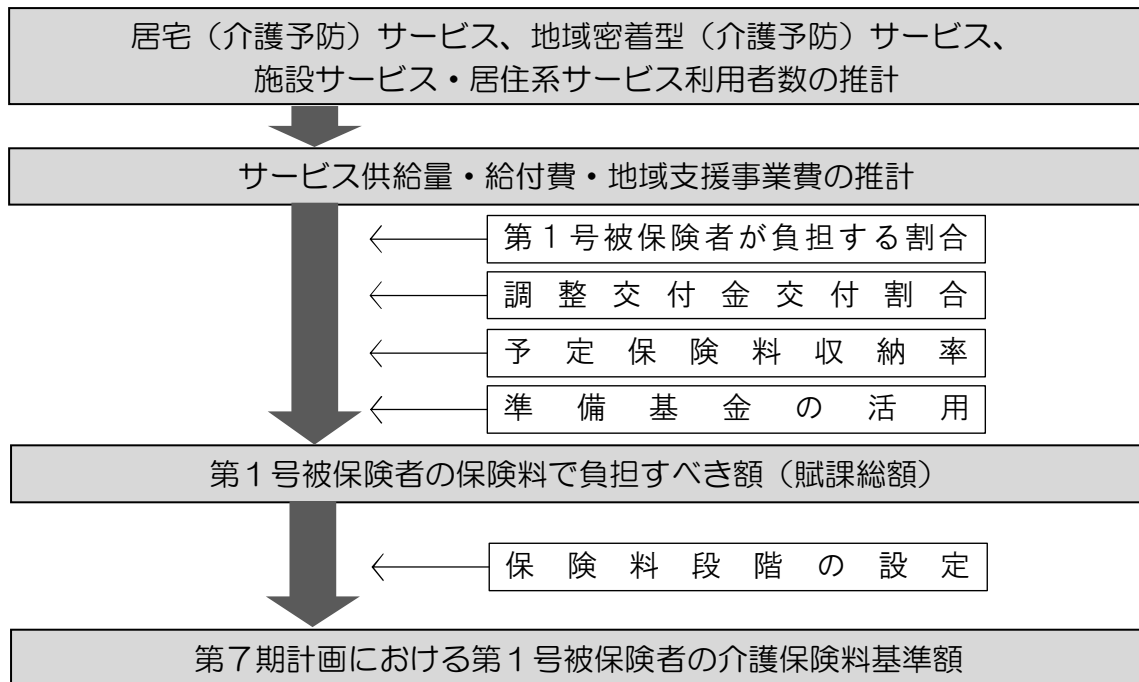
※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

3 第7期の介護保険料

(1) 介護保険事業費

第7期計画期間の介護保険料については、次の流れに沿って算定しています。

保険料算定の手順



ア 標準給付費見込額

介護給付費・予防給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、国保連合会への手数料の費用を加えて第7期計画期間の標準給付費を見込みます。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
標準給付費見込額 (C=D+E)	18,099,153	19,366,169	20,919,234	24,743,334
保険給付費見込額 (D=d1+d2+d3+d4)	18,079,177	19,344,895	20,896,577	24,712,291
総給付費 (d1=A+B- α + β)	17,131,145	18,334,761	19,798,724	23,197,412
介護給付費 (A)	16,666,385	17,642,186	18,839,115	22,068,310
予防給付費 (B)	482,548	504,396	527,473	623,919
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 (α)	17,788	29,234	31,914	38,527
消費税率等の見直しを勘案した影響額 (β)	0	217,412	464,050	543,711
特定入所者介護サービス費等給付額 (d2)	415,808	424,690	453,861	515,931
高額介護サービス費等給付額 (d3)	451,092	496,200	545,820	840,841
高額医療合算介護サービス費等給付額 (d4)	81,132	89,244	98,172	158,107
算定対象審査支払手数料 (E)	19,976	21,274	22,657	31,042

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

イ 地域支援事業費

地域支援事業費は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）を行うための費用で、本市では保険給付費見込額の6.0%～6.2%に相当する金額を地域支援事業費として見込みます。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費 (F=f1+f2)	1,120,883	1,198,059	1,257,427	1,449,735
保険給付費見込額に対する割合 (F/D)	6.2%	6.2%	6.0%	6.0%
介護予防・日常生活支援総合事業費 (f1)	852,101	876,560	934,358	1,110,440
包括的支援事業・任意事業費 (f2)	268,782	321,499	323,069	339,295

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(2) 保険料算定に必要な諸係数

ア 第1号被保険者が負担する割合

第7期計画期間における介護保険事業の各事業の財源構成は次のとおりです。

介護給付費の財源構成

内 訳		第6期		第7期	
		居宅介護給付	施設給付	居宅介護給付	施設給付
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		22.0%		23.0%	
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		28.0%		27.0%	
国	調整交付金	5.0%		5.0%	
	負担金	20.0%	15.0%	20.0%	15.0%
兵庫県	負担金	12.5%	17.5%	12.5%	17.5%
宝塚市	負担金	12.5%		12.5%	

地域支援事業の財源構成

内 訳		第6期		第7期	
		介護予防事業	包括的支援事業・任意事業	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		22.0%	22.00%	23.0%	23.0%
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		28.0%	—	27.0%	—
国		25.0%	39.0%	25.0%	38.5%
兵庫県		12.5%	19.5%	12.5%	19.25%
宝塚市		12.5%	19.5%	12.5%	19.25%

イ 調整交付金

国は、国の負担分のうち、全市町村の総給付費の5%に当たる額を調整交付金として交付します。市町村間の財政力格差を調整するために交付されることから、5%未満または5%を超えて交付される市町村もあります。

平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの調整交付金の交付割合を4.11%~4.40%と見込んでいます。

ウ 財政安定化基金

財政安定化基金は、予想以上の保険料収納率の低下や給付費の増大などによって、市町村の介護保険財政が悪化することや、その不足額を補てんするために一般会計からの繰り入れを余儀なくされることのないよう、あらかじめ国・県・市町村が拠出して積み立てられた県の基金から必要額を借り受け、次期保険料の算定時にその償還のための費用を含め算定するようになっています。

エ 市町村特別給付費等

介護保険制度では、法定給付サービス以外に要介護・要支援認定者を対象とした市町村の独自サービスを実施すること（市町村特別給付）や、要介護・要支援認定を受けていない被保険者や介護者を対象とした市町村独自の保健福祉事業を実施することが認められています。本市では配食サービスを実施しています。

オ 予定保険料収納率

近年の収納状況を踏まえ、98.0%と見込みます。

カ 介護保険給付費準備基金の活用

介護保険給付費準備基金は、介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むに当たって基金を取り崩すこととなっています。

(3) 第1号被保険者の保険料

ア 第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額）

第7期計画期間における介護保険事業に要する総事業費の見込みは約619億6,100万円となり、本市の介護保険給付費準備基金、国や兵庫県の負担金や交付金等の見込額の第7期計画期間における取り扱いなどを総合的に勘案して算出する3年間の賦課総額は約144億8,000万円と見込まれます。

また、平成37年度(2025年度)の介護保険総事業費は約261億9,300万円に達するものと予想されます。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
介護保険総事業費 (G=C+F)	19,220,036	20,564,228	22,176,661	61,960,925	26,193,069
標準給付費見込額 (C)	18,099,153	19,366,169	20,919,234	58,384,556	24,743,334
地域支援事業費見込額 (F)	1,120,883	1,198,059	1,257,427	3,576,369	1,449,735
介護予防・日常生活支援総合事業費 (f1)	852,101	876,560	934,358	2,663,019	1,110,440
包括的支援事業・任意事業費 (f2)	268,782	321,499	323,069	913,350	339,295
第1号被保険者負担分相当額 (H=G*23%, 25%)	4,420,608	4,729,772	5,100,632	14,251,013	6,548,267
調整交付金相当額 (I=(C+f1)*5%)	947,563	1,013,511	1,093,780	3,054,854	1,292,964
調整交付金見込額 (J=(C+f1)*4.11%, 4.30%, 4.40%, 4.87%)	778,897	871,620	962,526	2,613,043	1,259,347
介護保険給付費準備基金取崩額 (K)				800,000	216,822
財政安定化基金取崩による交付額 (L)				0	0
市町村特別給付費等 (M)	96,421	97,996	103,501	297,918	0
保険料収納必要額 (N=H+I-J-K-L+M)				14,190,742	6,365,062
予定保険料収納率(0)				98.0%	98.0%
賦課総額 (P=N/0)				14,480,349	6,494,961

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

イ 保険料段階の設定

国は、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から標準段階を定め、「住民税課税層の更なる多段階化や、各段階の負担割合については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定できる」との考えを示しています。

本市では、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第6期介護保険事業計画では、国の標準9段階に対して第9段階以上を細分化した段階設定を取り入れ、14段階に設定しました。

第7期介護保険事業計画においても国の標準段階が変わらないことから、引き続き14段階に設定します。

(ア) 住民税課税層の細分化

国においては保険料負担段階の住民税課税層（第6段階以上）の対象者について、保険者の判断で、本段階の所得区分を細分化することを可能としています。

本市では標準の第9段階以上を6分割し、第14段階の本人課税で合計所得金額特別控除後^{※1}1,500万円以上を上限としています。

(イ) 第2段階の設定

国の標準段階においては、第6期に引き続き第2段階、第3段階の保険料率は0.75ですが、負担能力に応じた設定とするため、第2段階（非課税世帯で課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後^{※2}の合計が80万円超120万円以下の人）の保険料率を、第5期の第3段階（非課税世帯で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人）と同一の0.625に設定しています。

(ウ) 中間所得層への配慮

より負担能力に応じた保険料賦課を行うため、本人の所得水準に対して負担が大きと思われる第4段階（本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる）で課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計が80万円以下の人）については、保険料率を第6期の0.9から0.875に引き下げます。同じく、第6段階（本人課税で合計所得金額特別控除後120万円未満の人）についても、保険料率を第6期の1.15から1.125に引き下げます。

※1 「合計所得金額特別控除後」とは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の金額です。

※2 「その他の合計所得金額特別控除後」には、公的年金所得が含まれていません。

保険料の段階設定

所得段階		第6期		第7期	
住民税世帯非課税	第1段階	生活保護世帯 課税年金収入 +合計所得金額 80万円以下	0.500	生活保護世帯 課税年金収入+その他の 合計所得金額特別控除後 80万円以下	0.500
	第2段階	課税年金収入 +合計所得金額 80万円超120万 円以下	0.625	課税年金収入+その他の 合計所得金額特別控除後 80万円超120万円以下	0.625
	第3段階	課税年金収入 +合計所得金額 120万円超	0.750	課税年金収入+その他の 合計所得金額特別控除後 120万円超	0.750
住民税本人非課税	第4段階	課税年金収入 +合計所得金額 80万円以下	0.900	課税年金収入+その他の 合計所得金額特別控除後 80万円以下	0.875
	第5段階 (基準額)	課税年金収入 +合計所得金額 80万円超	1.000	課税年金収入+その他の 合計所得金額特別控除後 80万円超	1.000
住民税本人課税	第6段階	合計所得金額 120万円未満	1.150	合計所得金額特別控除後 120万円未満	1.125
	第7段階	合計所得金額 120万円以上 190万円未満	1.300	合計所得金額特別控除後 120万円以上 200万円未満	1.300
	第8段階	合計所得金額 190万円以上 290万円未満	1.500	合計所得金額特別控除後 200万円以上 300万円未満	1.500
	第9段階	合計所得金額 290万円以上 400万円未満	1.700	合計所得金額特別控除後 300万円以上 400万円未満	1.700
	第10段階	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	1.950	合計所得金額特別控除後 400万円以上 600万円未満	1.950
	第11段階	合計所得金額 600万円以上 800万円未満	2.200	合計所得金額特別控除後 600万円以上 800万円未満	2.200
	第12段階	合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	2.450	合計所得金額特別控除後 800万円以上 1,000万円未満	2.450
	第13段階	合計所得金額 1,000万円以上 1,500万円未満	2.700	合計所得金額特別控除後 1,000万円以上 1,500万円未満	2.725
	第14段階	合計所得金額 1,500万円以上	2.950	合計所得金額特別控除後 1,500万円以上	3.000

※ 公費投入による軽減前の保険料率

※ 「その他の合計所得金額特別控除後」には、公的年金所得が含まれていません。

※ 「合計所得金額特別控除後」とは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の金額です。

第7期計画の所得段階別人数の見込み

(単位：人)

	所得段階別加入者数		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1段階	11,669	11,780	11,895
第2段階	4,069	4,108	4,148
第3段階	4,120	4,159	4,200
第4段階	10,028	10,123	10,223
第5段階	6,508	6,569	6,634
第6段階	6,193	6,252	6,313
第7段階	9,388	9,478	9,571
第8段階	5,460	5,512	5,566
第9段階	2,429	2,453	2,477
第10段階	1,713	1,729	1,746
第11段階	650	656	662
第12段階	361	364	368
第13段階	517	522	527
第14段階	751	758	766
計	63,856	64,463	65,096
所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数	67,558	68,199	68,870

ウ 介護保険料基準額

アで算出した賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して保険料基準額を算出します。

介護保険料算出の流れ

介護保険総事業費	61,960,925千円
(標準給付費 58,384,556千円+地域支援事業費 3,576,369千円)	
	×
第1号被保険者の負担割合	23%
第1号被保険者負担分相当額	14,251,013千円
	+
特別給付費(配食サービス)	297,918千円
	+
調整交付金相当額	3,054,854千円
調整交付金見込額	2,613,043千円
介護保険給付費準備基金取崩額	800,000千円
保険料収納必要額	14,190,742千円
	÷
過去の実績より推計した保険料の収納率	98.0%
	÷
保険料の負担割合で補正した第1号被保険者数	68,209人×3年
第1号被保険者の介護保険料基準額(年額)	70,700円

※100円以下の端数を切り捨てています。

第5章 介護保険料の算出

第7期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額である第5段階の保険料は月額5,892円（年額70,700円）となります。また、平成37年度（2025年度）の介護保険料基準額は、7,000円台に達するものと予想されます。

第7期計画期間における第1号被保険者の 介護保険料基準額（第5段階）	月額5,892円	年額70,700円
---	----------	-----------

段階区分	対象者	介護保険料の計算式	介護保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円以下	基準額×0.500 軽減後 〔基準額×0.450〕	35,300円 軽減後 〔31,800円〕
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円超120万円以下	基準額×0.625	44,100円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計120万円超	基準額×0.750	53,000円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる）で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円以下	基準額×0.875	61,800円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる）で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円超	基準額×1.000	70,700円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後120万円未満	基準額×1.125	79,500円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後120万円以上200万円未満	基準額×1.300	91,900円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後200万円以上300万円未満	基準額×1.500	106,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後300万円以上400万円未満	基準額×1.700	120,100円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後400万円以上600万円未満	基準額×1.950	137,800円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後600万円以上800万円未満	基準額×2.200	155,500円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後800万円以上1000万円未満	基準額×2.450	173,200円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後1000万円以上1500万円未満	基準額×2.725	192,600円
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後1500万円以上	基準額×3.000	212,100円

※〔 〕内の乗率、介護保険料は軽減後の率・金額となります。

※「その他の合計所得金額特別控除後」には、公的年金所得が含まれていません。

※「合計所得金額特別控除後」とは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の金額です。

※上表の保険料額については、宝塚市介護保険条例の改正手続きを経て正式決定します。

(4) 保険料の負担軽減

介護保険制度は、誰もが保険料を負担することで、介護の負担を社会全体で支える仕組みです。しかし、保険料を支払うことで生活困窮になるなどの低所得者や、病気や災害などで突然に収入が減少し負担能力が低下することに対して、保険料の金額負担が困難であると認められる場合には減免を実施しています。また、公費の投入による軽減を行うこととしています。

ア 公費投入による低所得者の保険料軽減

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、第6期介護保険事業計画から公費を投入し、低所得者の保険料を軽減しています。

平成30年度(2018年度)は、第1段階の保険料率を0.5から0.45に引き下げます。ただし、法改正があった場合は、宝塚市介護保険条例を改正し、保険料率の変更を行います。

イ 生活困窮者の保険料減免

減免の対象者は、保険料段階第1段階～第3段階に該当し、収入、資産、扶養状況等を考慮して生活困窮状態にあると認められる人です。

第7期事業計画において、本市独自の措置として行っている生活困窮者の減免措置は次のとおりです。

- (ア) 第1段階(生活保護受給者を除く)で収入合計金額が「80万円+20万円×(世帯人数-1)以下」の人
- (イ) 第2段階で収入合計金額が「125万円+35万円×(世帯人数-1)以下」の人
- (ウ) 第3段階で収入合計金額が「150万円+50万円×(世帯人数-1)以下」の人

ウ その他の保険料減免

- (ア) 天災、火災その他これらに類する災害により財産について著しい損害を受けたとき
- (イ) 世帯の生計を主にする人が死亡もしくは長期間入院により収入が著しく減少したとき
- (ウ) 世帯の生計を主にする人が事業等の休廃止または予期せぬ失業等により収入が著しく減少したとき

(エ) 世帯の生計を主にする人が天候不順等による農作物の不作その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき

エ 申請書の提出

上記イ・ウの対象となると思われる場合は、各被保険者が各該当年度または該当時期に市長に申請書を提出することで諾否が決定されます。

(5) 保険料滞納者への対策

ア 滞納者の現状

特別徴収に該当する人は、約9割を占めています。普通徴収の徴収率は、約90%であり、保険料納付に関する啓発活動やきめ細かな納付相談が必要となります。

イ 滞納による保険給付制限

保険料を滞納した場合、滞納期間に応じて、介護保険サービスの利用に当たり、次のような給付制限が行われます。

- (ア) 1年以上滞納した場合、介護サービスの利用料をいったん全額支払い、申請により後から保険給付分が支払われます。
- (イ) 1年6か月以上滞納した場合は、一時的に保険給付が差し止められます。さらに滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納している保険料額を控除することがあります。
- (ウ) 2年以上滞納した場合は、保険料の徴収権が時効消滅し、時効消滅した保険料の額に応じた期間について、自己負担割合が3割（一定以上所得の場合は4割）に増えます。また、高額介護（予防）サービス費が支給されません。
なお、時効消滅した保険料は納付することはできません。